合併公告

左記組合は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

甲の総代会及び乙の臨時総会の承認決議は平成二十六年七月三十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は左記組合の主たる事務所に備えております。

平成二十六年八月十二日

福岡県八女市山内一〇六〇番地の三

（甲）福岡県八女森林組合

代表理事組合長　田島冨士雄

福岡県八女市山内一一二九番地の二

（乙）八女地域木材共販森林組合連合会

代表理事会長　田島冨士雄

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のビール事業、及びスピリッツ事業を除くその他一切の事業に関して有する権利義務の一部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年三月三十一日

掲載頁　八十二頁（号外第七十一号）

平成二十六年八月十二日

東京都港区台場二丁目三番三号

（甲）サントリービール株式会社

代表取締役　相場　康則

東京都港区台場二丁目三番三号

（乙）サントリー酒類株式会社

代表取締役　相場　康則

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が中国において営むワインの販売事業に関して有する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年三月三十一日

掲載頁　八十二頁（号外第七十一号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年三月三十一日

掲載頁　八十二頁（号外第七十一号）

平成二十六年八月十二日

東京都港区台場二丁目三番三号

（甲）サントリーワインインターナショナル株式会社

代表取締役　櫻井　鋼

東京都港区台場二丁目三番三号

（乙）サントリー酒類株式会社

代表取締役　相場　康則

新設分割公告

当社は、平成二十六年八月十一日開催の取締役会において、新設分割により新設するＡＢホテル株式会社（愛知県安城市三河安城町一丁目一六番地五）に対して当社のホテル事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

なお、当社は会社法第八〇五条の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに新設分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

平成二十六年八月十二日

愛知県安城市三河安城町一丁目一六番地五

株式会社東祥

代表取締役　沓名　俊裕

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は平成二十六年十月一日であり、組織変更後の商号は株式会社すし幸とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年八月十二日

東京都中央区銀座七丁目七番一四号

合資会社すし幸

代表社員　岡田　健一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年八月十二日

兵庫県加古川市尾上町池田一七五四番地

ウェールホルティーＡ－二〇一号

合同会社わかば

代表社員　嶋田ゆかり

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年八月十二日

兵庫県芦屋市潮見町一一番八号

ティーアール合同会社

代表社員　高橋　良一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年八月十二日

島根県松江市殿町五〇八番地

合資会社大手前企画

代表社員　宮崎　仁志

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年八月十二日

神奈川県横浜市神奈川区大口仲町一四－一六

有限会社神重産業

代表取締役　中島　晃代

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年八月十二日

名古屋市瑞穂区堀田通八丁目八番地の一

有限会社フルッタ・ジ・フルッタ

代表取締役　伊藤　和子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金九五、九六七、九三四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年八月十二日

東京都渋谷区西原三丁目一番七号

有限会社銀杏

代表取締役　梅原　郁男

準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金四千万円、資本準備金の額を金四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年七月三十一日

掲載頁　一三六頁（号外第一七一号）

平成二十六年八月十二日

岐阜県郡上市白鳥町為真九五三番地

株式会社遊技センター

代表取締役　山口　武志

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年七月三十一日

掲載頁　一三六頁（号外第一七一号）

平成二十六年八月十二日

岐阜市粟野東四丁目一七三番地

株式会社キャッスル二十一

代表取締役　山口　洋児